

事務連絡  
令和3年5月26日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律による医療の公費負担の申請手続について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
でございます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律  
第114号。以下「法」という。）に基づき入院した感染症患者に対する公費負担の取  
扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による  
医療の公費負担の取扱いについて」（平成11年3月19日付け健医発第455号厚生省  
保健医療局長通知（別添1）。以下「通知」という。）においてお示ししており、新型  
コロナウイルス感染症患者についても、通知に則ってご対応いただいているところ  
です。

今般、通知に基づく公費負担の申請手続に関して、新型コロナウイルス感染症の入  
院患者に対する公費負担の申請書の作成について感染症指定医療機関等の代行が可  
能であること等の取扱いの明確化を行い、別添のとおり都道府県、保健所設置市及び  
特別区宛て周知しております。

つきましては、内容を御了知の上、貴会会員への周知の程よろしくお願いいたしま  
す。

事務連絡  
令和3年5月〇日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律による医療の公費負担の申請手続について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
でございます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律  
第114号。以下「法」という。）に基づき入院した感染症患者に対する公費負担の取  
扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による  
医療の公費負担の取扱いについて」（平成11年3月19日付け健医発第455号厚生省  
保健医療局長通知（別添1）。以下「通知」という。）においてお示ししており、新型  
コロナウイルス感染症患者についても、通知に則ってご対応いただいているところ  
です。

今般、通知に基づく公費負担の申請手続について、下記のとおり取扱いの明確化を  
行いましたので、管内市町村、医療機関等の関係機関に対して周知いただきますよう  
お願いいたします。なお、法に基づく医療の公費負担は、患者又はその保護者の申請  
をもとに実施されるものです。このため、当該申請がない場合は患者等の自己負担と  
なりうることなど本制度の内容を患者等に適切に説明することにより、申請書の作成、  
提出にご協力いただくことを基本として、御対応いただくようお願いいたします。

## 記

- 1 入院患者に対する公費負担の申請に当たっては、通知第1の2（2）イに記載の  
とおり、患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者又はその保護者（以下「当  
該患者等」という。）が申請書を作成することができない場合には、勧告保健所又は  
感染症指定医療機関が申請書の作成を代行することができることとされており、新  
型コロナウイルス感染症の入院患者に対する公費負担の申請書の作成についても  
代行が可能であること。

上記「やむを得ない事由」には、退院後の当該患者等の居所が不明であること等により連絡を取ることが困難な場合等が含まれること。

2 通知第1の2(2)ウにおいて、申請書の記名・押印は、申請者の自署によってこれに代えることができることとされているところ、申請書における記名押印又は署名の取扱いについては、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について(通知)」(令和2年12月15日付け健発1225第2号厚生労働省健康局長通知(別添2))第5の1(1)において、「記名押印を求めているもの・記名押印又は署名を求めているものについては、氏名の記載を求めること」とされたところである。したがって、申請書には、申請者の記名押印又は署名に代えて、氏名を記載することとして差し支えないこと。

3 申請書における個人番号の記載については、医療機関が申請書の作成及び提出を代行する場合は、「公費負担申請書の医療機関における取扱いについて」(平成27年12月28日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡(別添3))第1の1.(2)アに記載のとおり、個人番号以外の部分を記入した申請書を作成し、個人番号の記載をしないまま、当該申請書を保健所に提出して差し支えないこと。

また、勧告保健所が申請書の作成を代行する場合は、当該保健所を管轄する都道府県等と調整の上、個人番号を利用しないことを前提に、記載を省略することとして差し支えないこと。

4 法第37条第2項の自己負担額の認定については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」(平成7年6月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知(別添4))第2に記載のとおり、入院患者については公費負担の申請者から必要な書類を提出させ、又は市町村役場、福祉事務所等の関係機関、配偶者、当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者若しくは保護者に対し照会を行うなど適切な方法により、これらの事項の把握に努めるものとされているところ。

これらの対応を行うに当たって、退院後の当該患者等の居所が不明であること等により連絡を取ることが困難な場合等は、所得証明書等添付書類の提出を省略して差し支えないこと。

5 医療機関から審査支払機関に対して医療費を請求するに当たっては、通常の請求と同様、月単位で行って差し支えなく、例えば、月をまたいで入院している患者について、退院を待って請求する必要はないこと。

6 新型コロナウイルス感染症の患者が感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した場合は、法第42条の規定により都道府県等は当該患者等に療養費を支

給することができるものとされているが、当該支給に関する取扱いについても、記1から5までの取扱いをして差し支えないこと。

また、当該支給については「感染症法第42条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について」（令和2年5月26日付け健感発0526第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知（別添5））において取扱いを示しているため、参照の上、適切に対応すること。